○加西市まちづくりと開発調整に関する条例

令和8年●月●日条例第●号

加西市まちづくりと開発調整に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 開発事業に関する手続き等(第7条―第30条)
- 第3章 まちづくり基本計画等(第31条―第40条)
- 第4章 特定用途制限地域内の建築に係る基本方針(第41条―第47条)
- 第5章 都市計画区域内の緑地整備及び既存森林の保全に係る手続き等(第48条―第53条)
- 第6章 雑則(第54条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりと開発事業に関し、まちづくりの基本理念に基づき、市、開発事業者、発電事業者及び市民が一体となってまちづくりに取り組み、開発事業に関する相互の理解と協力を促進するため、まちづくりと開発調整に関する基準、手続及びその他必要な事項を定め、総合的な調整を行うことにより、適正な土地利用の推進を図り、良好な地域環境の形成を目指すことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で事業を営む者、市内に土地又は建築物を有する者 その他規則で定める者をいう。
 - (2) 開発行為 土地の造成、土地の区画形質の変更、土地利用の用途変更又は第4号に規定する事業区域増加を含む行為をいう。
 - (3) 建築行為 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)、工作物を新築、増築、改築、用途を変更若しくは移転する行為又は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他これに類する施設若しくはこれら施設で発電した電気を充電する蓄電池(以下これらを「太陽光発電施設等」という。)を設置する行為をいう。
 - (4) 事業区域 開発行為にあっては開発行為を行う区域、建築行為にあっては建築物、工作物又は太陽光発電施設等の建築行為を行う区域、第5号サに該当する事業にあってはその事業の用に供する区域をいう。
 - (5) 開発事業 次に規定する開発行為又は建築行為をいう。ただし、一団の土地(所有者が同一の若しくは規則で定める所有者が同一とみなす土地又は物理的に一体として利用されている土地をいう。)において、時期を同じくして同一の又は規則で定める同一とみなす開発事業者が施行する開発行為及び建築行為であって、全体を一体的に土地利用することが見込まれるものは、これらを一の開発事業とみなしてこの条例の規定を適用する。
 - ア 主として建築物又は工作物の新築の用に供する事業区域の面積が1,000㎡以上である開 発行為
 - イ 2以上の土地を建築物の敷地として分譲することを目的とする事業区域の面積が1,000 ㎡以上である開発行為
 - ウ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第2号の2に規定する特定用途制限 地域内における3以上の土地を建築物の敷地として分譲することを目的とする開発行為

- (イに該当するものを除く。)
- エ 事業区域の面積が1,000㎡以上、かつ、建築物の高さが15m以上又はその行為の対象と なる建築面積が1,000㎡以上の建築行為
- オ 建築物で、事業区域の面積が1,000㎡以上である建築行為のうち、新築する行為
- カ 建築基準法別表第1(い)欄に規定する特殊建築物その他これに類する建築物(規則で 定める用途のものとする。以下これらを「特殊建築物等」という。)で、事業区域の面積 が1,000㎡以上のものの建築行為のうち、改築、用途を変更又は移転する行為
- キ 特定用途制限地域内における特殊建築物等で、事業区域の面積が500㎡以上である建築 行為のうち、新築、改築、用途を変更又は移転する行為(オ又はカに該当するものを除く。)
- ク 共同住宅若しくは長屋で15戸以上又は寄宿舎若しくは下宿で居室が15以上である建築 行為のうち、新築、改築、用途を変更又は移転する行為
- ケ 特定用途制限地域内における共同住宅若しくは長屋で3戸以上又は寄宿舎若しくは下 宿で居室が3以上である建築行為のうち、新築、改築、用途を変更又は移転する行為(オ、 カ又はクに該当するものを除く。)
- コ 深夜(午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)に営業を営む店舗(以下「深夜営業店舗」という。)の事業区域の面積が1,000㎡以上である建築行為のうち、新築、改築、用途を変更又は移転する行為
- サ 主として露天駐車場、建設資材等の保管等、土地そのものの利用に供するもの(以下「露 天駐車場等」という。)の事業区域の面積が1,000㎡以上のものの開発行為。ただし、事 業区域の面積が3,000㎡未満、かつ、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191 号。以下「盛土規制法」という。)第12条第1項に規定する都道府県知事の許可を必要と しないものを除く。
- シ 工作物で、高さが31m以上である建築行為
- ス 太陽光発電施設等の用に供する事業区域の面積が1,000㎡以上5,000㎡未満である建築 行為。ただし、建築物に設置するもの、ため池等の水面に設置するもの及び太陽光発電施 設等と地域環境との調和に関する条例(平成29年兵庫県条例第14号)第7条第1項に規定 する届出を行うものを除く。
- セ 太陽光発電施設等の用に供する事業区域の面積が200㎡以上1,000㎡未満である建築行 為。ただし、建築物に設置するもの及びため池等の水面に設置するものを除く。
- ソ 建築物、工作物、露天駐車場等又は太陽光発電施設等の用に供する既存の事業区域の面積を1,000㎡以上増加する開発行為。ただし、露天駐車場等においては増加する事業区域の面積が3,000㎡未満、かつ、盛土規制法第12条第1項に規定する都道府県知事の許可を必要としないものを除く。
- タ 太陽光発電施設等の用に供する既存の事業区域の面積を200㎡以上1,000㎡未満増加する開発行為。
- チ ホテル、旅館、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項に規定する簡易宿所営業若しくは住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するもの又は結婚式場、葬儀場その他これらに類するものの建築行為のうち、新築、改築、用途を変更又は移転する行為
- (6) 開発事業者 開発事業を行おうとする者をいう。
- (7) 発電事業者 太陽光発電施設等を使用し発電事業を行おうとする者をいう。
- (8) 隣接住民 事業区域に隣接する土地の所有権を有する者及びその土地に存する建築物 の所有権又は占有権を有する者をいう。
- (9) 周辺住民 事業区域が属する自治会(以下「関係自治会」という。)の区域内に居住する者をいう。
- (10) 関係住民 次に掲げる者をいう。
 - ア 隣接住民

- イ 周辺住民
- ウ 関係自治会の長
- エ 規則で定める水路を利用する者の代表者
- (11) 土地利用基本指針 次に掲げる計画をいう。
 - ア 加西市総合計画
 - イ 都市計画法第18条の2第1項の規定により定められた加西市都市計画マスタープラン
 - ウ 第32条に規定する加西市土地利用計画
 - エ アからウに掲げるもののほか、まちづくりの基本となる計画で、市議会の議決を経たもの又は加西市都市計画審議会(以下「都市計画審議会」という。)の意見を聴いて定めた もの
- (12) まちづくり基本計画 次に掲げる都市計画等をいう。
 - ア 都市計画法第8条第1項の規定により定められた地域地区
 - イ 都市計画法第12条の4第1項の規定により定められた地区計画等
 - ウ 建築基準法第69条の規定により定められた建築協定
 - エ 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例(令和4年兵庫県条例第22号)第10条第1項の規定により兵庫県知事の指定を受けた空家等活用促進特別区域
 - オ アからエに掲げるもののほか、まちづくりの基本となる計画で、都市計画審議会の意見 を聴いて定めたもの

(まちづくりの基本理念)

- 第3条 本市のまちづくりに関しては、公共の福祉を優先する土地基本法(平成元年法律第84 号)の理念を踏まえ、総合的かつ計画的に進めるものとする。
- 2 本市の土地利用については、前条第11号に掲げる土地利用基本指針に従い、本市の自然的、 社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて、適正かつ合理的に行われるものとする。 (市の責務)
- 第4条 市は、この条例の目的を達成するため、開発事業者及び発電事業者(以下「開発事業者等」という。)並びに市民に対して必要な情報の提供を行うとともに、第2章に定める手続が適切かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、この条例の目的を達成するため、まちづくりにおいて、市民の積極的かつ主体的な参加を図るとともに、必要な調査を行った上で、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(開発事業者等の責務)

- 第5条 開発事業者等は、この条例の目的を達成するため、当該開発事業が地域に与える影響に 配慮し、良好な環境が確保されるよう必要な措置を講じるとともに、第2章に定める開発事業 に係る手続及び第5章に定める緑地整備及び既存森林の保全に係る手続を適切かつ円滑に行 わなければならない。
- 2 開発事業者等は、この条例の目的を達成するため、自らも地域社会の一員であることを自覚 して開発事業を行うとともに、第3章に定めるまちづくり団体等市民との協創に努めなければ ならない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、この条例の目的が達成されるよう努めるとともに、第2章に定める開発事業に 係る手続が適切かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。
- 2 市民は、この条例の目的が達成されるよう努めるとともに、第3章に定めるまちづくり基本計画の策定と推進に取り組むものとする。

第2章 開発事業に関する手続き等

(土地利用基本指針への整合)

|第7条 開発事業は、その内容が第2条第11号に掲げる土地利用基本指針に整合するものでなけ|

ればならない。

(地域環境形成のための基準)

第8条 開発事業者等は、開発事業を行う場合には、別表第1に定める地域環境形成のための基準に従わなければならない。

(公共公益施設の整備基準)

第9条 開発事業者は、開発事業を行う場合には、別表第2に定める公共公益施設の整備基準に 従わなければならない。

(緑地等の整備基準)

第10条 開発事業者は、都市計画区域内で開発事業を行う場合には、別表第3に定める緑地の整備及び既存森林の保全基準に従わなければならない。

(開発事業に係る事前協議の申出及び協議)

- 第11条 開発事業者等は、第2条第5号ア、イ、エ、オ、カ、ク、コ、サ、シ、ス、ソ又はチに該当する開発事業を行おうとする場合は、規則で定める申出書を提出して、次の各号に掲げる 事項について、第14条に規定する事業計画の説明を行うとともに、市長と協議しなければならない。
 - (1) 事業の必要性に関すること。
 - (2) 土地利用基本指針及びまちづくり基本計画との整合に関すること。
 - (3) 地域環境形成に及ぼす影響に関すること。
 - (4) 公共公益施設の整備に関すること。
- 2 市長は、前項に規定する協議を行うに当たり、第27条第1項第2号に規定する土地利用連絡 調整会議に第7条から第9条までに規定する指針及び基準に基づき審議させた上で、開発事業 者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。
- 3 市長は、事業区域の面積が10,000㎡以上の開発行為又は建築面積が3,000㎡以上の建築行為 について、第1項に規定する協議を行うに当たり、前項に規定する審議に加え、第27条第1項 第1号に規定する土地利用調整委員会に意見を聴くことができる。
- 4 第2項に規定する指導は、開発事業者等に対し、書面で行うものとする。
- 5 開発事業者等は、第1項に規定する協議が終了するまでの間、都市計画法、建築基準法若しくは盛土規制法に関係する法令に基づく許可、確認又は届出の手続を行ってはならない。 (小規模開発事業に係る申出)
- 第12条 開発事業者等は、第2条第5号ウ、キ、ケ、セ又はタに該当する開発事業(以下「小規模開発事業」という。)を行おうとする場合は、規則で定める申出書を提出して、第14条に規定する事業計画の説明を行わなければならない。
- 2 開発事業者等は、第14条第5項に規定する報告書を提出するまでの間、都市計画法、建築基準法若しくは盛土規制法に関係する法令に基づく許可、確認又は届出の手続を行ってはならない。

(開発事前協議等の適用除外)

- 第13条 次に掲げる開発事業は、第11条及び第12条の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 個人の居住の用に供する一戸建ての専用住宅又は個人若しくは集落営農組織の使用する農業用倉庫の建築行為を目的とする開発事業(都市計画法第29条第1項に規定する都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として行うもの
 - (3) 通常の管理行為、軽易な行為
 - (4) 都市計画法第11条第1項の規定により都市計画に定められた施設の整備に関する事業 又は同法第12条第1項の規定により都市計画に定められた事業
 - (5) 規則で定める産業団地の区域における開発事業(第2条第5号ア、イ、コ、シ、ス、セ、 ソ、タ又はチに該当する開発事業を除く。)

- (6) 国、地方公共団体若しくはこれらがその組織に加わっている法人、一部事務組合又は広 域連合が行うもの
- (7) 自治会、加西市区長会又はふるさと創造会議が行う開発事業
- (8) 関係自治会より適用除外について意向が示されたもの
- (9) その他市長が事業区域周辺の環境に影響がないと認めるもの (事業計画の説明)
- 第14条 開発事業者等は、第11条第1項に規定する開発事業に係る事前協議の申出又は第12条第 1項に規定する小規模開発事業に係る申出をした日以後に説明会等の方法により、関係住民に 事業計画について十分に理解されるよう説明しなければならない。
- 2 開発事業者等は、前項に規定する説明会を開催する場合は、次の各号に掲げる事項について 説明を行わなければならない。
 - (1) 開発事業の目的
 - (2) 敷地境界の位置
 - (3) 敷地境界から建築物、工作物又は太陽光発電施設等までの距離(建築行為がある場合)
 - (4) 建築物、工作物又は太陽光発電施設等の高さ(建築行為がある場合)
 - (5) 雨水排水経路(事業区域内及び放流先)
 - (6) 施設等の管理方法
 - (7) 関係住民とのトラブルへの対応(工事完了後を含む。)
 - (8) その他開発事業者等と関係住民相互が必要と認める事項
- 3 開発事業者等は、第1項に規定する説明会を開催する場合は、開催日の7日前までに開催日 時及び場所について、関係住民(周辺住民を除く。)に書面により通知しなければならない。
- 4 開発事業者等は、前項に規定する通知をしたときは、その書面の写しを速やかに、市長に提出しなければならない。
- 5 開発事業者等は、第15条第1項に規定する意見書の提出がなかったとき、規則で定める報告書を、速やかに市長に提出しなければならない。

(意見書の提出)

- 第15条 関係住民は、前条第1項に規定する説明が終了した日から14日以内に、開発事業に対する意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を開発事業者等に提出することができる。
- 2 開発事業者等は、前項に規定する意見書が提出されたときは、当該意見書の写しを、速やかに市長に提出しなければならない。

(見解書の送付)

- 第16条 開発事業者等は、前条第1項に規定する意見書の提出があったときは、当該意見書に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を、当該意見書を提出した者に送付するものとする。
- 2 前項の場合において、開発事業者等は、当該見解書の送付を受けた者から説明の求めがあったときは、これに応じなければならない。
- 3 開発事業者等は、第1項に規定する見解書を送付したときは、当該見解書の写しを、速やかに市長に提出しなければならない。

(協定の締結)

- 第17条 開発事業者等は、小規模開発事業を除く開発事業に係る協議が終了したときは、市との間で、第11条第1項に規定する協議に係る合意内容に基づく協定(以下「開発協定」という。)を締結しなければならない。
- 2 前項に規定する開発協定は、規則で定める図書を添付することとする。
- 3 市長は、開発事業者等から開発協定締結の申出を受け、開発事業の内容が次に掲げる基準に 適合すると認めるときは、開発協定を締結しなければならない。
 - (1) 開発事業が、第7条から第9条までに規定する指針及び基準に適合していること。
 - (2) 第11条第1項各号に掲げる事項について、適正に協議していること。

- (3) 第2条第5号オに該当する開発事業にあっては、第10条に規定する基準への適合について確約すること。
- 4 開発事業者等は、開発事業の施行に当たっては、開発協定を遵守しなければならない。 (協定の変更等)
- 第18条 開発協定を締結した開発事業者等は、当該開発事業の工事が完了するまでの間に当該開発協定の内容を変更しようとするときは、規則で定める変更申出書を提出し、当該開発協定の変更の協定を市長と締結しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前項の規定について、第11条、第14条から第17条まで、第23条及び第26条の規定を準用する。 ただし、市、開発事業者等及び関係自治会との協議によりこれらの規定を準用しないとすると きは、この限りでない。
- 3 開発協定を締結した開発事業者等は、当該開発事業を中止しようとするときは、当該開発協 定の廃止について、規則で定める中止申出書により市長に届け出なければならない。 (工事の差差)
- 第19条 開発事業者等は、開発協定を締結した後でなければ、開発事業の工事に着手してはならない。
- 2 前項の規定について、「開発協定を締結した後」とあるのは、第12条の規定に該当する小規模開発事業においては「第14条第5項に規定する報告書を提出した後」と読み替え、第26条の規定に該当する開発事業においては「第11条第1項に規定する市長との協議が終了した後」と読み替えるものとする。
- 3 開発事業者等は、開発事業の工事に着手するときは、あらかじめ、規則で定める工事着手届を市長に提出しなければならない。

(工事完了の届出と検査)

- 第20条 開発事業者等は、開発事業によって別表第2の2の項から9の項までに掲げる公共施設を整備する場合において、開発事業の工事が完了したときは、その旨を規則で定める工事完了 届出書により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の届出を受けたときは、公共施設の検査を行わなければならない。
- 3 別表第2の1の項第4号に規定する公共施設等管理協定は、前項の検査終了後に締結するものとする。

(指導又は助言)

第21条 市長は、この条例の目的を達成するため必要な限度において、開発事業者等に対し、指導又は助言を行うことができる。

(台帳の作成及び公開)

第22条 市長は、開発協定その他規則で定める図書をもって台帳を作成し、規則で定めるところ により当該台帳を公開するものとする。

(加西警察署長との協議)

- 第23条 開発事業者は、規則で定める開発事業を行おうとするときは、犯罪の防止に配慮した計画、設備等について、加西警察署長と協議し、その内容を市長に報告しなければならない。 (勧告)
- 第24条 市長は、開発事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、開発事業者等に対し、 工事の停止、中止その他必要な措置を講じるよう指導、又は勧告することができる。
 - (1) 第11条第1項に規定する申出書若しくは第12条第1項に規定する申出書の提出をしないとき又はこれらに虚偽の記載をしたとき。
 - (2) 第11条第2項又は第21条に規定する指導に従わないとき。
 - (3) 第14条第5項に規定する報告書に虚偽の記載をしたとき。
 - (4) 第16条第1項に規定する見解書の送付をしないとき。
 - (5) 第17条第4項、第19条第1項又は第20条第1項の規定に違反したとき。

- 2 前項に規定する勧告は、開発事業者等に対し、書面で行うものとする。 (公表)
- 第25条 市長は、前条第1項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じないときは、その事実を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者にその理由を書面により通知し、第27条第1項第1号に規定する土地利用調整委員会において意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、勧告を受けた者が土地利用調整委員会への出席を拒む場合を除く。
- 3 市長は、開発事業者等が前項の規定により意見を述べたときは、第1項に規定する公表の際、当該意見を併せて公表しなければならない。

(開発協定締結等の手続の省略)

- 第26条 次のいずれかに該当する開発事業は、第17条及び第18条に規定する手続を省略することができる。ただし、第2条第5号各号に掲げるもののうち、2以上に該当する開発事業である場合を除く。
 - (1) 第2条第5号オ、カ又はサに該当する開発事業で、事業区域の面積が3,000㎡未満のもの
 - (2) 第2条第5号キ、ケ又はセに該当する開発事業
 - (3) 第2条第5号ソに該当する開発事業で、増加後の事業区域の面積が3,000㎡未満のもの
 - (4) 第2条第5号タに該当する開発事業で、増加後の事業区域の面積が1,000㎡未満のもの
- 2 市長は、前項の規定に該当する開発事業に係る協議が終了したとき、開発事業者等に対し事 前協議の終了を通知するものとする。

(土地利用の調整に関する機関)

- 第27条 この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、次の機関を設置する。
 - (1) 土地利用調整委員会
 - (2) 土地利用連絡調整会議
- 2 土地利用調整委員会は、都市計画審議会委員のうちから市長が委嘱する者で構成し、第11条第3項の規定に基づき、意見を述べる。
- 3 土地利用連絡調整会議は、市職員のうちから市長が任命する者で構成し、第11条第2項の規 定に基づき、意見を述べる。

(立入調査)

- 第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に事業区域に立ち入り、開発 事業の状況を調査させることができる。
- 2 前項に規定する立入調査を行う職員は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係 者に提示しなければならない。

(特定用途制限地域内の建築行為に関する関係自治会との協議)

- 第29条 特定用途制限地域内で第2条第5号ク、ケ又はチに該当する開発事業を行う開発事業者は、関係自治会との間で、次の各号に掲げる事項について協議し、協議の結果を取りまとめた協定(以下「施設管理協定」という。)を締結しなければならない。
 - (1) 建築物の維持管理に関すること。
 - (2) 建築物の管理者、使用者、居住者又は利用者(以下これらを「建築物使用者等」という。) と地域とのトラブルの防止に関すること。
 - (3) その他開発事業者と関係自治会とで合意した事項
- 2 開発事業者及び建築物使用者等は、建築物の維持管理に当たって、施設管理協定を遵守しなければならない。

(太陽光発電施設等の設置に関する関係自治会との協議)

第30条 第2条第5号ス、セ、ソ(太陽光発電施設等の用に供するものに限る。)又はタに該当する開発事業を行う開発事業者等は、関係自治会との間で、次の各号に掲げる事項について協

- 議し、協議の結果を取りまとめた協定(以下「太陽光発電施設管理協定」という。)を締結しなければならない。
- (1) 地域の住環境に及ぼす影響に関すること。
- (2) 地域の営農環境に及ぼす影響に関すること。
- (3) 地域の災害の発生に及ぼす影響に関すること。
- (4) 太陽光発電施設等の維持管理に関すること。
- (5) 発電事業者及び太陽光発電施設等が設置された土地の所有権その他の使用権原を有する者(以下これらを「発電事業者等」という。)の地位の承継に関すること。
- (6) 事業廃止後の太陽光発電施設等の解体、撤去及び廃棄処分に関すること。
- (7) 前号に係る費用の積み立てに関すること。
- (8) 太陽光発電施設等と地域とのトラブルの防止に関すること。
- (9) その他関係自治会が求める事項
- 2 開発事業者等及び発電事業者等は、太陽光発電施設等の維持管理に当たって、太陽光発電施 設管理協定を遵守しなければならない。

第3章 まちづくり基本計画等

(まちづくり基本計画の推進)

第31条 市長は、第3条に掲げるまちづくりの基本理念を実現するため、第2条第11号に掲げる 土地利用基本指針に即し、同条第12号に掲げるまちづくり基本計画を推進しなければならない。

(市土地利用計画の作成)

- 第32条 市長は、用途地域の指定のない都市計画区域におけるまちづくりの基本的な計画として、加西市土地利用計画(以下「市土地利用計画」という。)を作成するものとする。
- 2 市長は、市土地利用計画に、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 市土地利用計画の名称及び適用する区域
 - (2) 市土地利用計画の目的
 - (3) 土地利用上の課題の把握と分析
 - (4) 土地利用の基本方針
 - (5) 土地利用区分の設定として次に掲げる区域。なお、地域課題に対応するきめ細やかなま ちづくりを行うためにこれらの区域を細区分することを可能とする。
 - ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域(「保全区域」という。)
 - イ 森林資源と当該区域において整備された建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域(「森林区域」という。)
 - ウ 農業振興と当該区域において整備された建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域(「農業区域」という。)
 - エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図りつつ、地域経済の成長を促すべき区域 (「集落区域」という。)
 - オ 地域の活性化と拠点形成、産業の保全育成、企業誘致など、特色あるまちづくりに必要な多様な機能の整備と保全を図るべき区域(「特定区域」という。)
 - (6) 前号で設定した区域ごとの建築物の用途等の誘導方針
 - (7) 第5号エに掲げる区域の住宅敷地規模の基本方針
 - (8) 第5号エに掲げる区域の住宅建築に係るルールの基本方針
 - (9) 第5号で設定した区域を示す市土地利用計画図
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、土地利用に関する事項
- 3 市長は、市土地利用計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、市土地利用計画の案を当該公告の日から2週間縦覧に供しなければならない。
- 4 市民は、前項の公告があったときは、同項の縦覧期間満了の日までに縦覧に供された市土地 利用計画の案について、市長に対して意見書を提出することができる。

- 5 市長は、市土地利用計画を定めようとするときは、前項の規定により提出された意見書の要旨を添えて、都市計画審議会に諮問し、その意見を聴くものとする。
- 6 市長は、市土地利用計画を作成したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。 (市土地利用計画の変更)
- 第33条 市長は、まちづくりを推進するために必要があると認めるときは、市土地利用計画を変更することができる。
- 2 前条第3項から第6項までの規定は、市土地利用計画の変更について準用する。ただし、規則で定める軽微な変更についてはこの限りでない。

(まちづくり団体の認定等)

- 第34条 市長は、市民が設置する団体で、第3条に掲げるまちづくりの基本理念に整合し、規則で定める要件をすべて備えると認められるものについて、まちづくり団体として認定することができる。
- 2 前項に規定する認定を受けようとする団体は、規則で定める認定申請書をもって市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する認定をしたときは、当該団体に対し、規則で定める認定通知書により速やかに通知するものとする。
- 4 まちづくり団体として認定を受けた団体は、団体の名称、規約又は代表者等を変更したときは、規則で定める変更届出書により速やかに市長に届け出なければならない。
- 5 まちづくり団体として認定を受けた団体が解散したときは、規則で定める解散届出書により 速やかに市長に届け出なければならない。

(まちづくり団体の認定取消し等)

- 第35条 市長は、まちづくり団体として認定を受けた団体が、前条第1項に規定する規則で定める要件のいずれかを欠くに至ったと認めるときその他まちづくり団体として適当でないと認めるときは、その認定を取消すことができる。
- 2 市長は、前項に規定する認定の取消しをしたときは、当該団体に対し規則で定める取消通知 書により速やかに通知するものとする。

(認定等に係る疑義)

第36条 市長は、まちづくり団体の認定又はその取消しについて第34条第1項に規定する要件に 該当するか否かの疑義があるときは、都市計画審議会に意見を聴くことができる。

(まちづくり団体土地利用計画の作成)

- 第37条 まちづくり団体は、その活動区域内を対象とした土地利用計画(以下「まちづくり団体 土地利用計画」という。)を作成し、規則で定める認定申出書により市長に提出することがで きる。
- 2 まちづくり団体土地利用計画に定める事項について、第32条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「市土地利用計画」とあるのは、「まちづくり団体土地利用計画」と読み替えるものとする。
- 3 まちづくり団体は、まちづくり団体土地利用計画を作成しようとするときは、あらかじめ、 説明会の開催、アンケートの実施等活動区域内の市民の意見を反映させるために必要な措置を 講ずるものとする。
- 4 前各項の規定は、まちづくり団体土地利用計画を変更しようとする場合について準用する。 (まちづくり団体土地利用計画の認定)
- 第38条 市長は、前条第1項の規定により提出されたまちづくり団体土地利用計画が、この条例 の目的や基本理念、土地利用基本方針に適合していると認め、認定しようとするときは、その 旨を公告するとともに、当該公告の日から2週間縦覧に供しなければならない。
- 2 市民は、前項の公告があったときは、同項の縦覧期間の満了の日までに、縦覧に供されたまちづくり団体土地利用計画の案について、市長に対して意見書を提出することができる。
- 3 市長は、まちづくり団体土地利用計画を認定しようとするときは、前項の規定により提出さ

れた意見書の要旨を添えて、都市計画審議会に諮問し、その意見を聴くものとする。

- 4 市長は、まちづくり団体土地利用計画を認定したときは、遅滞なく、これを告示するものと する。
- 5 前各項の規定は、まちづくり団体土地利用計画を変更したい場合について準用する。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(まちづくり団体土地利用計画の廃止)

- 第39条 まちづくり団体は、まちづくり団体土地利用計画を廃止しようとするときは、規則で定める廃止届出書により市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により承認しようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会に意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、まちづくり団体土地利用計画の廃止を承認したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(まちづくり団体土地利用計画の反映等)

- 第40条 市長は、第38条の規定によりまちづくり団体土地利用計画を認定したときは、第2条第 12号に規定するまちづくり基本計画及び市土地利用計画に反映するよう努めなければならない。
- 2 市長は、まちづくり団体土地利用計画の区域内で開発事業を行おうとする開発事業者等に対し、当該開発事業の内容について、市土地利用計画及びまちづくり団体土地利用計画に配慮し、 市及びまちづくり団体に協力するよう要請することができる。

第4章 特定用途制限地域内の建築に係る基本方針

(特定用途制限地域の指定)

第41条 市長は、用途地域の指定のない都市計画区域内において、建築物と工作物の用途の制限によって地域特性に応じた合理的な土地利用の誘導を図るため、特定用途制限地域を定めるものとする。ただし、地区計画等を定めた区域、市土地利用計画において特定用途制限地域を定める必要のある状況が発生しないとされている土地の区域その他市長が良好な環境の形成又は保持に影響がないと認める土地の区域を除くことができる。

(特定用途制限地域と市土地利用計画との整合)

- 第42条 市長は、特定用途制限地域に係る都市計画を決定し、又は変更しようとする場合においては、第32条第2項第6号に掲げる誘導方針との整合を図るものとする。
- 2 市長は、前項の規定による都市計画の決定又は変更について、あらかじめ、都市計画審議会 に意見を聴くものとする。

(確認申請前の届出)

- 第43条 特定用途制限地域内で建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請(以下「確認申請等」という。)を行う者又は確認を行う者は、これらの確認を受ける前に、規則で定める申請事前届出書により当該確認申請等に係る計画の概要を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項に規定する届出があった場合において、良好なまちづくりを推進するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、第32条第2項第6号に掲げる誘導方針並びに同条同項第7号及び第8号に掲げる基本方針との整合について必要な措置を講ずるように助言し、指導することができる。

(災害の発生のおそれのある土地の区域内での建築行為)

- 第44条 特定用途制限地域内における規則で定める災害の発生のおそれのある建築物の規制を すべき土地の区域内において、居室を有する建築物は、新築してはならない。ただし、市長が 安全上又は避難上支障がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 特定用途制限地域内で確認申請等を行う者は、あらかじめ、建築物の敷地が規則で定める災害の発生のおそれのある警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域内であるか確認し、その区域内であると確認された場合は、規則で定める防災事前届出書により市長に届け出なければな

らない。

3 市長は、前項に規定する届出があった場合において、居住者又は利用者の安全確保のため必要と認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、指導することができる。

(住宅敷地規模の基本方針)

第45条 第32条第2項第7号に掲げる住宅敷地規模の基本方針における特定用途制限地域内で の一戸建ての専用住宅の敷地面積の最低限度について、規則で定めるものとする。

(住宅建築に係るルールの基本方針)

- 第46条 第32条第2項第8号に掲げる住宅建築に係るルールの基本方針における特定用途制限 地域内での一戸建ての専用住宅の専用通路の延長と幅員について、規則で定めるものとする。
- 2 第32条第2項第8号に掲げる住宅建築に係るルールの基本方針における特定用途制限地域 内での一戸建ての専用住宅の外壁からの後退距離について、規則で定めるものとする。 (排水設備整備に係る基本方針)
- 第47条 特定用途制限地域内で公共下水道、農業集落排水又はコミュニティプラント(以下これらを「下水道等」という。)に接続して汚水の処理を行うこととしている区域(以下「公共下水道等事業区域」という。)内において汚水を排出する建築物の建築行為を行う者は、原則として自らの負担により排水設備を整備し下水道等に接続するものとする。
- 2 公共下水道等事業区域外において汚水を排出する建築物の建築行為を行う者は、原則として 自らの負担によりし尿浄化槽を整備するものとする。

第5章 都市計画区域内の緑地整備及び既存森林の保全に係る手続き等 (緑地整備等に係る協議)

- 第48条 開発事業者は、都市計画区域内で第2条第5号オに該当する開発事業を行う場合は、規 則で定める緑化計画申出書を提出して、事業区域における緑地の整備及び既存森林の保全に関 する計画(以下「緑化計画」という。)について、市長と協議しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する協議を行うに当たり、第10条に規定する基準に基づき審査した上で、開発事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。
- 3 市長は、事業区域の面積が10,000㎡以上のものについて、第1項に規定する協議を行うに当たり、第27条第1項第1号に規定する土地利用調整委員会に意見を聴くことができる。
- 4 第2項に規定する指導は、開発事業者に対し、書面で行うものとする。
- 5 市長及び開発事業者は、当該開発事業により建築される建築物に関する建築基準法第7条第 5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けるまでに、第1項に規定する協議 を終了させるものとする。
- 6 市長は、協議が終了したとき、開発事業者に対し協議の終了を通知するものとする。 (緑地整備等の適用除外)
- 第49条 次に掲げる開発事業は、前条の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 個人の居住の用に供する一戸建ての専用住宅又は個人若しくは集落営農組織の使用する農業用倉庫の建築行為を目的とする開発事業
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として行うもの
 - (3) 通常の管理行為、軽易な行為
 - (4) その他市長が事業区域内に整備するべき緑地に代えることができる相当規模の整備された緑地が事業区域周辺にあると認める場合

(緑化計画の変更)

- 第50条 開発事業者は、協議終了後に緑化計画を変更する場合は、速やかに規則で定める計画変 更を申し出なければならない。
- 2 市長は、計画変更の申し出を受けた場合、その計画について速やかに第10条に規定する基準に基づき審査しなければならない。

(緑地整備工事完了の届出)

第51条 開発事業者は、緑地の整備及び既存森林の保全に係る工事(以下「緑地整備工事」とい う。)が完了したときは、その旨を規則で定める工事完了届出書により市長に届け出なければ ならない。

(緑地整備等に関する勧告)

- 第52条 市長は、開発事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、開発事業者に対し、必要 な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。
 - (1) 第48条第1項に規定する緑化計画申出書の提出をしないとき又はこれに虚偽の記載を したとき。
 - (2) 第48条第2項に規定する指導に従わないとき。
 - (3) 第50条第1項に規定する計画変更を申し出ず変更したとき又はこれに虚偽の記載をし
 - (4) 第51条に規定する工事完了届出書の提出をしないとき又はこれに虚偽の記載をしたと き。
- 2 前項に規定する勧告は、開発事業者等に対し、書面で行うものとする。 (緑地整備等に関する公表)
- 第53条 市長は、前条第1項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じない ときは、その事実を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者にその理 由を書面により通知し、第27条第1項第1号に規定する土地利用調整委員会において意見を述 べる機会を与えなければならない。ただし、勧告を受けた者が土地利用調整委員会への出席を 拒む場合を除く。
- 3 市長は、開発事業者が前項の規定により意見を述べたときは、第1項に規定する公表の際、 当該意見を併せて公表しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第54条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則(令和8年3月●日条例第●号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月●日から施行する。

(加西市開発調整条例の廃止)

2 加西市開発調整条例(平成22年加西市条例第20号)は、廃止する。

別表第1 (第8条関係) 地域環境形成のための基準

- 1 開発事業が、周辺の土地の区域における良好な環境の整備、保全及び活用並びに景 観の保全及び形成に配慮したものであること。 2 |開発事業が建築行為を伴うものである場合は、当該建築物、工作物又は太陽光発電 施設等の位置、規模及び形態が周辺の土地の区域における良好な景観の保全及び形 成に配慮したものであること。 3|開発事業が公共施設の新築又は改築を伴うものである場合は、効率的な維持管理に 資するものであること。 4|景観への|(1) 景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)及び屋外 広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)の規定を遵守すること。 配慮

 - 5 |福祉のま | (1) 福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)の規定を遵守 ちづくり すること。 への配慮
 - 6 |地球環境 | (1) 加西市民の美しい環境をまもる条例(平成16年加西市条例第16号) への配慮 の規定を遵守すること。

			(2)	
			(-)	るとともに、加西市環境基本計画に掲げる施策の実現を図ること。
			(3)	すべての開発事業において、地球環境に配慮した設備の導入などに
				ついて規則で定める基準により整備するものとする。
	7	防犯への	(1)	地域安全まちづくり条例(平成18年兵庫県条例第3号)の規定を遵
		配慮		守するとともに、犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に
				関する指針(平成19年兵庫県告示第277号)に掲げる目的の実現を図
	_		(1)	ること。
	8	文化財の	(1)	
		保護	(0)	らかじめ、加西市教育委員会と協議し、必要な措置を講ずること。
			(2)	
				一時中断し、現状を変更することなく速やかに加西市教育委員会に
			(3)	申し出て、その指示に従い必要な措置を講ずること。 指定文化財及び登録文化財付近における開発事業については、環境
			(3)	相定文化別及び豆鹸文化別刊近における開光事業に ういては、環境 保全及び周辺の景観を損なわないように配慮すること。
			(4)	
			(1)	して開発事業者等が負担するものとする。
別表	第	 2 (第 9 条	L ⊱関係)公共公益施設の整備基準
,,,,	1	公共施	(1)	
		設		設については、原則として開発事業者等の負担により整備するもの
				とする。
			(2)	開発事業の施行により新築又は改築された公共施設の所有権につい
				ては、原則として市へ帰属するものとする。
			(3)	公共施設の新築又は改築を伴う開発事業を行う場合、開発事業者
				等、市、関係自治会その他利害関係者と協議し、公共施設を維持管
				理する者(以下「公共施設管理者」という。)を定めるものとす
			(4)	る。
			(4)	
				事業を行う場合、開発事業者等、市、関係自治会、公共施設管理者
				その他利害関係者との間で開発事業に伴う公共施設等の帰属及び維持管理に関する協定を締結するものとする。
	2	道路	(1)	新自垤に関する協定を締結するものとする。 第2条第5号ア、イ又はウに該当する開発事業において道路の新築
	_	但的	(1)	若しくは改築を必要とする場合、事業区域内の道路、事業区域に接
				続する道路、事業区域へ進入する道路及び隣接地へ連絡する道路に
				ついて、必要に応じて規則で定める基準により整備するものとす
				る。
			(2)	すべての開発事業(建築物又は工作物を増築、改築、用途変更若し
				くは移転する行為を除く。)において、事業区域内に都市計画法第
				11条第1項第1号に掲げる道路の具体的な新設計画又は改良計画が
				決定されている場合は、当該道路用地を確保すること。
			(3)	すべての開発事業において、開発事業の施行に係る工事の用に供す
				る車両等の通行に伴い、道路保全に必要な措置を講ずること。ま
				た、道路の損傷や汚損等に関する道路維持管理協定を締結するな
				ど、工事の用に供する車両等の通行に関してあらかじめ道路管理者
			/ 4 >	と協議すること。
			(4)	すべての開発事業において、河川又は水路に橋梁、函渠など工作物

			改正後
Ī			の新築若しくは改築を必要とする場合は、これらの管理者と協議の
			上、原則として開発事業者等の負担により整備すること。
3	公園等	(1)	第2条第5号ア又はイに該当する開発事業においては、規則で定め
			る基準により公園、緑地又は広場(以下「公園等」という。)を整
			備するものとする。
		(2)	公園等の整備に当たり、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条
			第2項第1号から第4号までに掲げる公園施設の新築又は改築に関
			して、あらかじめ市及び関係自治会と協議すること。
4	排水施	(1)	すべての開発事業における雨水及び汚水の排水処理について、規則
	設		で定める基準に基づき排水施設を整備すること。
		(2)	すべての開発事業において、規則で定める基準に基づき、事業区域
			の規模、地形、降雨量、予定建築物の用途、計画人口等から想定さ
			れる量の雨水及び汚水を支障なく排除できるよう整備すること。
		(3)	すべての開発事業において、河川、水路又は道路の側溝に雨水を排
			水する場合は、当該公共施設の管理者と協議すること。
		(4)	すべての開発事業において、河川、水路又は道路の側溝に浄化槽法
			(昭和58年法律第43条) 第2条第1号に規定する浄化槽により処理
			したものを排水する場合は、当該公共施設の管理者と協議するこ
			٤.
5	河川及	(1)	開発事業の施行に伴い河川を改修する必要がある場合は、開発事業
	び調整		者等の負担により河川を改修すること。
	池	(2)	
		\ \ - /	例(平成24年兵庫県条例第20号)に基づき、洪水調整池の設置につ
			いて兵庫県と協議すること。
		(3)	傾斜地における開発事業で雨水排水とともに土砂の流出のおそれが
			あるものについては、沈砂池、調整池、地下浸透施設等を設置する
			ことにより土砂の流出を防止しなければならない。
6	給水施	(1)	すべての開発事業において、給水施設を整備する必要がある場合、
	設		規則で定める基準により、事業区域内の給水施設を整備すること。
		(2)	事業区域内へ給水するための給水施設を新築又は改築する必要があ
			る場合は、開発事業者等の負担により当該施設を整備しなければな
			らない。
		(3)	
			が定めた基準に適合しなければならない。
7	防災施	(1)	第2条第5号ア、イ、ウ、サ、ス、セ、ソ又はタに該当する開発事
	設		業においては、規則で定める基準により、防災施設を整備するこ
	H^		と。
		(2)	。 開発事業の工事施行中における土砂の流出等による災害を防止する
			ため、気象、土質、周辺環境を考慮して、必要な防災措置を講じな
			ため、気象、工質、同心環境を考慮して、必要な例が相直を構じるければならない。
		(3)	- 1740はならない。 現状の地盤面が斜度30度以上の勾配を有する土地(都市計画法第29
			現状の地盤面が科及30度以上の内配を有する上地(都川計画広第25 条第1項に規定する開発行為の許可を受ける見込みのあるもの、盛
			宋第「頃に祝たりる開発11点の計可を受ける兄込みのあるもの、盈 土規制法第12条第1項に規定する許可を受ける見込みのあるもの又
			工規制法第12条第1頃に規定する計刊を受ける見込みのあるものX は擁壁等で整備されており安全上支障がないと認められるものを除
			く。)を含む事業区域において開発事業を行う場合は、擁壁、溝、
			土留等を設置するなど出水及び土砂の流出を防止する対策をとるこ

		٤.
8	消防水 利施設	(1) 事業区域内における消防水利施設について、北はりま消防組合の定める基準に基づき、原則として開発事業者等の負担により整備すること。
9	交通安 全施設	(1) 道路管理者と協議の上、開発事業により新築又は改築される道路の 形状及び周囲の状況により、道路標識、カーブミラーその他の交通 安全施設の設置が必要であると認められるときは、原則として開発 事業者等の負担により整備すること。
10) 集会所 等	(1) 集会所、ごみターミナル、防犯灯その他住民の生活に必要な共用施設については、規則で定める基準により、原則として開発事業者の 負担により整備するものとする。
11	駐車場 及び駐 輪場	(1) 一戸建ての住宅以外の建築物の建築行為を伴う開発事業を行う場合、規則で定める基準により、駐車場及び駐輪場を整備するものとする。
12	2 公共公 益施設 用地の	(1) 開発事業の施行により新たに整備される道路、公園等、排水施設、 消防水利施設、ごみターミナルの用地について、原則として市に帰 属するものとする。
	帰属	(2) 給水施設用地について、原則として水道事業管理者に帰属するものとする。
		(3) その他の公共公益施設の用地について、開発事業者等、市、関係自治会、公共施設管理者その他利害関係者と協議の上、帰属先を決めるものとする。
別表第	第3 (第10条	く関係)緑地の整備及び既存森林の保全基準
1	緑地整 備に関	(1) 第2条第5号オに該当する開発事業については、規則で定める基準 により緑地を整備しなければならない。
	する技術基準	(2) 整備した緑地について、適切な維持管理に努めること。
2	既存森 林の保 全に関	(1) 第2条第5号オに該当する開発事業については、事業区域内に既存 森林が存する場合、規則で定める基準により既存森林を保全しなけ ればならない。
	する技 術基準	(2) 保全した既存森林について、適切な維持管理に努めること。
3	工場等 における の整備 基準	(1) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第2条第3項に規定する製造業等の工場の用に供する第2条第5号オに該当する開発事業については、規則で定める基準により緑地を整備しなければならない。ただし、同法第6条第1項の規定により届け出る開発事業を除く。 (2)整備した緑地について、適切な維持管理に努めること。
4	地画お緑整準	(1) 地区計画等の区域内における第2条第5号オに該当する開発事業については、規則で定める基準により緑地を整備しなければならない。ただし、この別表の3の項第1号に掲げる開発事業に該当するものを除く。(2) 整備した緑地について、適切な維持管理に努めること。
5	·	(1) 公共施設の用に供する第2条第5号オに該当する開発事業については、規則で定める基準により緑地を整備しなければならない。ただし、この別表の3の項第1号又は4の項第1号に掲げる開発事業に

	改正後		
	地の整	該当するものを除く。	
	備基準	(2) 整備した緑地について、適切な維持管理に努めること。	
6	用途地	(1) 用途地域内における第2条第5号オに該当する開発事業について	
	域にお	は、規則で定める基準により緑地を整備しなければならない。ただ	
	ける緑	し、この別表の3の項第1号、4の項第1号又は5の項第1号に掲	
	地の整	げる開発事業に該当するものを除く。	
	備基準	(2) 整備した緑地について、適切な維持管理に努めること。	
7	特定用	(1) 特定用途制限地域内における第2条第5号オに該当する開発事業に	
	途制限	ついては、規則で定める基準に基づき緑地を整備しなければならな	
	地域に	い。ただし、この別表の3の項第1号、4の項第1号、5の項第1	
	おける	号又は6の項第1号に掲げる開発事業に該当するものを除く。	
	緑地の	(2) 整備した緑地について、適切な維持管理に努めることとする。	
	整備基		
	準		
8	特定用	(1) 特定用途制限地域内における第2条第5号オに該当する開発事業に	
	途制限	ついては、事業区域内に既存森林が存する場合、規則で定める基準	
	地域に	に基づき既存森林を保全しなければならない。ただし、この別表の	
	おける	3の項第1号、4の項第1号、5の項第1号、6の項第1号又は7	
	既存森	の項第1号に掲げる開発事業に該当するものを除く。	
	林の保	(2) 保全した既存森林について、適切な維持管理に努めることとする。	
	全基準		